

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十一年一月二十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年一月二十五日

埼玉県本庄県土整備事務所長 吉村 正則

<p>上里鬼石線</p>	<p>路 線 名</p>
<p>児玉郡神川町大字新宿字三ツ角一九 二番一三地先から同郡同町大字新宿 字枇杷ヶ橋一〇番一地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に 限る。)</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成三十一年一月二十五日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>延長二六二・三〇メートル</p>	<p>備考 平成二十八年十月二十八日 付け埼玉県本庄県土整備事 務所長告示第七号で告示し た道路予定区域の一部供用 開始である。</p>